

原議保存期間10年
(平成30年12月31日まで)

警察庁丁交企発第91号

平成20年4月22日

警察庁交通企画課長

各管区警察局広域調整部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察(方面)本部長

道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部施行に伴う緊急自動車の指定対象の追加に関する交通警察の運営上の留意事項について

道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第149号。以下「改正令」という。)は、本日閣議決定されたところであり、今月25日に公布される予定である。改正令中、第13条第1項の改正規定(医師派遣用自動車を緊急自動車の指定対象として追加する規定)については、公布の日から施行されることとされているが、その改正の趣旨及び内容については、「道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部施行に伴う交通警察の運営について」(平成20年4月22日付け警察庁丙交企発第47号)をもって通達されたところである。今回の改正に伴う緊急自動車の指定対象の追加に関する交通警察の運営上の留意事項は、次のとおりであるので、部下職員に対する指導教養の徹底を図り、関係事務の運営に遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、「令」とは改正令による改正後の道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)をいうものとする。

記

- 1 令第13条第1項第1号の5における「医療機関」とは、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院及び診療所をいうこと。なお、一般的には、救命救急センター等救命救急医療を実施している医療機関が想定されることから、これに該当しない場合は、指定の必要性について慎重に検討すること。
- 2 令第13条第1項第1号の5における「都道府県又は市町村」とは、令第13条第1項第1号の2の「都道府県」又は「市町村」と同義であり、市町村は消防組織法(昭和22年法律第226号)第6条の規定により消防(救急業務を含む。)の責任を有する市町村を、都道府県は消防法(昭和23年法律第186号)第35条の6第2項の規定により救急業務を行う都道府県をいうこと。
- 3 令第13条第1項第1号の5における「要請」とは、119番通報等を受けて傷病者の緊急搬送をしようとする都道府県又は市町村が、その都度、医療機関に対し、当該傷病者が所在する場所(以下「救急現場」という。)まで医師の派遣を要請することをいうこと。なお、一般的には、これに先立って、医療機関と都道府県又は市町村との間で、医師の派遣について協定を締結するなど、要請の枠組みが確立されていることが想定されることから、これに該当しない場合は、指定の必要性について慎重に検討すること。
- 4 医師派遣用自動車は、救急現場まで医師を運搬するためのものであることから、一般的には、普通自動車であることが想定されるところであり、これに該

当しない場合は、指定の必要性について慎重に検討すること。

- 5 医師派遣用自動車の緊急用務は、救急現場まで医師を運搬することであり、応急の治療を終了して当該自動車により救急現場から医療機関に戻る場合は緊急走行することを認められていないことから、その旨を自動車の使用者に対して確実に説明すること。
- 6 道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条第3項の規定の趣旨にかんがみ、医師派遣用自動車の運転者について、所要の交通安全教育を受けさせるよう当該自動車の使用者を指導すること。
- 7 医師派遣用自動車は、「傷病者が医療機関に緊急搬送をされるまでの間における応急の治療を行う医師を当該傷病者の所在する場所にまで運搬するために使用する自動車」であることから、当該自動車が緊急走行するに当たっては、傷病者の緊急搬送のために救急用自動車が別途救急現場に出動することが前提であること。
- 8 医師派遣用自動車は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）上は「救急自動車」として取り扱われること。